



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

成年後見制度

みなさんは、成年後見制度をご存知でしょうか。2000年に従来の禁治産制度に代わって登場した制度です。家庭裁判所の統計によると2008年3月末現在で約15万件の申し立てがあったそうです。日本全体からすると、1,000人に1人強の利用状況です。

成年後見制度とは、認知症(ボケ)や知的障害

などによって本人の判断能力が不十分になってしまった場合に、本人に代わって財産の管理をしたり、介護施設への入所などの契約を結んだりして、本人を保護・支援する民法の仕組みです。

具体的には、成年後見制度には2種類あります。1つは、すでに本人の判断能力に問題がある場合に、家庭裁判所に申し立てを行って法定後見人を選任してもらう法定後見制度です。そして、もう1つは、本人の判断能力がまだ十分なうちに、自分が選んだ後見人と任意後見契約を公証人役場で契約し、その後、本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見人が契約に定められた仕事を行う任意後見制度です。

成年後見制度を利用する一番のメリットは、本人に代わって契約等の法律行為を成年後見人が行えることです。世の中では、父親や母親がボケてしまった場合、本人に代わって子どもが財産の管理や介護施設への入所申し込みを行っているのが実情だと思います。しかし、厳密に言うと、本人の判断能力が不十分な場合には、契約は成立しません。そのために、本人の判断能力が不十分な場合には、成年後見制度を利用する必要性が生じます。最近では、痴呆症の方の入所に当り、成年後見人による入所申し込みを求める介護施設も出てきました。今後は、本人の判断能力が不十分な場合に、後見人による法律行為を厳密に求める契約が増えてくると予想されます。

さらに、これは法定後見制度の場合のみですが、法定後見人には取消権がありますので、本人が詐欺などでだまされてしまった場合に、契約を取り消すことができるというメリットがあります。

一方、デメリットは、後見がスタートすると本人は選挙権を失い、会社の役員に就任できなくなる点です。

後見人は7割は子どもなどの親族ですが、残り3割程度は司法書士や弁護士、社会福祉士などが選任されています。

みなさん元気なうちに、将来自分がボケてしまった場合に備えて、自分に代わって自分のために法律行為を行ってくれる信頼の置ける方(配偶者、子ども、司法書士など)と任意後見契約を公証人役場で契約しておいてはどうでしょうか。費用は2万円程度で済みます。

(土井竜二)



情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (電子証明書等特別控除)

私は、中小企業に勤務するサラリーマンで、これまで電子申告を行ったことがありません。平成20年分の確定申告で医療費控除による還付を受けようと考えていますが、これを電子申告で行った場合、何か特典はありますか？

Answer

平成20年分の所得税について、平成21年1月5日から3月16日までの間に、あなた自身の電子署名及び電子証明書を付して電子申告を行った場合、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

解説



【電子証明書等特別控除】

電子証明書等特別控除は、電子政府推進のため、国や地方自治体に対するオンライン申請等をする際に必要な電子証明書等の取得を税制面で支援するため、平成19年度税制改正で創設されました。

この制度は、個人事業者が確定申告をする場合や給与所得者が医療費控除等の還付申告をする場合のほか、年末調整を受けたサラリーマンがこの制度による控除以外に申告するものがない場合にも適用されます。所得税額から控除される額は最高5,000円です。例えば、その年の所得税額が3,000円である場合の控除額は3,000円が限度となります。

この制度は、平成19年分又は平成20年分の所得税につき、いずれか1回のみ適用を受けることができます。したがって、平成19年分の所得税につきこの制度の適用を受けた場合は、平成20年分の所得税につき再度この制度の適用を受けることはできません。また、平成19年分の所得税につき3,000円しか控除を受けなかった場合であっても、平成20年分の所得税で更に2,000円の控除を受けることはできません。

(平成21年度税制改正で、この制度の適用期限を2年間延長することが検討されています。)

【申告期間】

通常の還付申告はその年の翌年の1月1日から5年間できることとされていますが、電子証明書等特別控除の適用を受けるためには、一定期間内に電子申告を行う必要があります。平成20年分の所得税の場合は、平成21年1月5日から3月16日までの間に電子申告を行う必要があります。ただし、確定申告書を提出すべき場合(納付すべき税額がある場合)には、平成21年2月16日からとなります。

【本人による申告】

この制度の適用を受けるためには、納税者本人の電子署名及び電子証明書を付して電子申告を行う必要があります。したがって、税理士の電子署名及び電子証明書のみを付してされた代理申告については、この制度の適用はありません。

【電子申告のメリット】

個人が電子申告を行った場合、この制度による税額控除のほか、医療費の領収書や源泉徴収票等の添付書類の提出省略、平成21年1月19日から3月16日までの期間は24時間受付、還付手続きの早期処理、などのメリットがあります。

【事前準備】

個人が電子申告を行うためには、電子証明書やICカードリーダーライター(2,000円程度～)の取得といった事前準備が必要です。電子証明書は公的個人認証サービスによるものが一般的で、お住まいの市区町村の窓口で、住民基本台帳カードの取得(500円程度)、電子証明書の取得(500円程度)、の手順で行います。窓口の混雑具合によってはすぐに取得できない場合もありますので注意が必要です。

根拠条文等

租税特別措置法 第41条の19の3

(電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除)